

中小企業活性化協議会実施基本要領 別冊 2 再生支援実施要領 Q & A 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
Q 1 0. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。 A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第 2 条第 2 項に定義される「中小企業者」の他に、中小企業信用保険法と同様に、常時使用する従業員数が 3 0 0 人以下の医療法人です。<u>なお</u>、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合、L L P（有限責任事業組合）及び学校法人は、本事業の支援の対象外です。	Q 1 0. 協議会事業が対象とする「中小企業者」とはどのような企業ですか。 A. 協議会事業が対象とする「中小企業者」は、産業競争力強化法第 2 条第 2 項に定義される「中小企業者」の他に、中小企業信用保険法と同様に、常時使用する従業員数が 3 0 0 人以下の医療法人です。<u>ただし</u>、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、農事組合法人、農業協同組合、生活協同組合、L L P（有限責任事業組合）及び学校法人は、本事業の支援の対象外です。
<u>Q 2 6 - 2.『企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える期間を要する計画を排除しない。』、『企業の業種特性や固有の事情等に応じた合理的な理由がある場合には、これを超える比率となる計画を排除しない。』とありますが、具体的にはどのような場合ですか（本要領 2.（5）②～④）。 A. <u>例えば、受注から完成までに数年を要し、設備投資の回収期間が非常に長期とならざるを得ない事情がある等、再生計画の数値基準を満たさないことについて合理的な理由がある場合が考えられます。もっとも、これに限られるものではなく、個別の案件ごとに、個別の事情に応じて判断されることになります。なお、再生計画の数値基準を満たさない計画を策定する場合は、（i）再生計画が数値基準を満たさないこと及び（ii）再生計画が数値基準を満たさないことについて合理的な理由が認められると考える根拠を記載するとともに、調査報告書においてはその理由が合理的であることを確認することが必要です。</u></u>	(新設)